



三鷹市



雨水浸透施設設置基準



三鷹市
MITAKA CITY

1 目的

三鷹市では、環境保全型都市をめざし、総合的な治水対策の一環として、貴重な環境資源である雨水を地下に浸透させ河川や下水道本管への流出を極力抑制する雨水流出抑制型下水道への転換を図ることを目標に、雨水浸透施設の設置を推進している。

本基準は、雨水浸透のさらなる推進を目的に、公共施設、民間施設（三鷹市まちづくり条例の開発事業に該当するもの）及び一般住宅等における雨水浸透施設の設置に関し、技術的な一般的事項を定めるものである。

2 対象区域

市内全域とする。

ただし、付近の建築物や崖面等への影響を考慮し、安全上問題があると認められる場合（傾斜地等）や、自然環境を害する恐れがあるときは雨水浸透施設を設置しないこととし、雨水貯留施設等を設置することとする。

3 必要な雨水対策量

施設の種類	雨水対策量 (mm/hr)	対象面積	備考
公共施設	50	計画敷地全体 (道路部分等を含む)	雨水貯留再利用施設の設置も併せて検討すること。
民間施設 (三鷹市まちづくり条例の開発事業に該当するもの)	50	計画敷地全体 (道路部分等を含む)	雨水貯留再利用施設の設置も併せて検討すること。 また、開発事業の工事完了届の提出までに雨水浸透施設の設置を完了すること。
一般住宅等	10	宅地内全体	

4 使用する浸透施設

- (1) 浸透ます
- (2) 浸透トレンチ
- (3) その他雨水浸透能力に関して根拠となる資料がある雨水浸透製品等

5 土地利用別浸透能

雨水対策量の計算にあたっては、下記の土地利用別浸透能を考慮することができる。

土地利用別浸透能評価

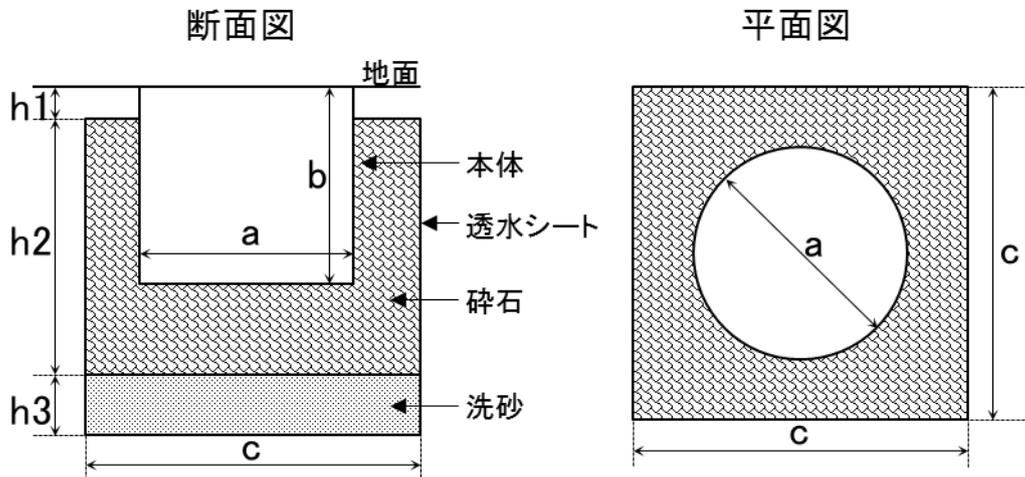
種類	浸透能 (m ³ / (m ² · hr))
芝地	0.05
植栽地	0.05
草地	0.02
裸地	0.002
グラウンド	0.002
透水性舗装	0.02

6 浸透施設の処理能力

(1) 浸透ます (飽和透水係数 0.14m/hr (武蔵野ローム層及び立川ローム層))

型番	ますの径 a (mm)	深さ b (mm)	h1 (mm)	h2 (mm)	h3 (mm)	施設幅 c (mm)	設計水頭 (h2+h3) (m)	比浸透量 (m ³)	単位浸透量 (m ³ / (基 · hr))	空隙貯留量 (m ³ / 基)	単位貯留 · 浸透量 (m ³ / (基 · hr))
P I	150	400	100	390	25	300	0.415	2.066	0.234	0.016	0.250
II	200	400	100	390	25	400	0.415	2.679	0.304	0.028	0.332
III	250	500	100	510	30	500	0.540	4.010	0.455	0.057	0.512
IV	300	500	100	510	30	600	0.540	4.722	0.535	0.083	0.618
V	350	600	100	630	35	700	0.665	6.384	0.724	0.139	0.863
VI	400	600	100	630	35	800	0.665	7.196	0.816	0.182	0.998
VII	500	800	100	880	50	1000	0.930	11.582	1.313	0.397	1.710
VIII	450	800	100	880	50	900	0.930	10.557	1.197	0.322	1.519

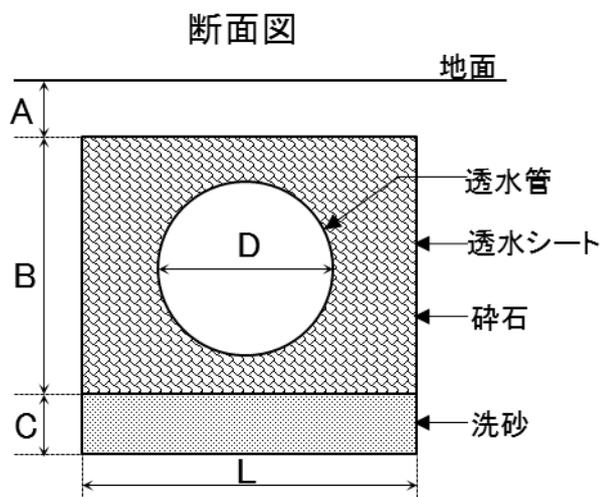
※東京都雨水貯留・浸透施設技術指針 (資料編) より



(2) 浸透トレンチ (飽和透水係数 0.14m/hr (武蔵野ローム層及び立川ローム層))

型番	管径 D (mm)	L (mm)	A (mm)	B (mm)	C (mm)	設計水頭 (B+C) (m)	比浸透量 (m^2)	単位浸透量 ($m^3/(m \cdot hr)$)	空隙貯留量 (m^3/m)	単位貯留・浸透量 ($m^3/(m \cdot hr)$)
T I	75	250	150	280	20	0.30	1.940	0.220	0.027	0.247
II	100	300	150	325	25	0.35	2.162	0.245	0.039	0.284
III	125	350	150	375	25	0.40	2.383	0.270	0.054	0.324
IV	150	400	150	420	30	0.45	2.605	0.295	0.070	0.365
V	200	550	200	560	40	0.60	3.270	0.371	0.128	0.499
VI	200	750	250	700	50	0.75	4.002	0.454	0.204	0.658

※東京都雨水貯留・浸透施設技術指針 (資料編) より



7 設置する際の留意事項

- (1) 擁壁や法面等の安全性を損なうことがないように、設置位置等をよく調査・検討したうえで決定すること。(図1)
- (2) 建築物等の安全性を配慮するとともに、浸透機能を有効に引き出すために、建築物及び地下埋設物等との適切な離隔を確保すること。(図2)
- (3) 地下水位より高い位置へ設置すること。
- (4) 碎石層等に直接浸透させないこと。
- (5) 土砂等を含む地表上の雨水や、生活排水（雑排水等）の流入を避けること。

図1 (斜面近傍の設置禁止場所)

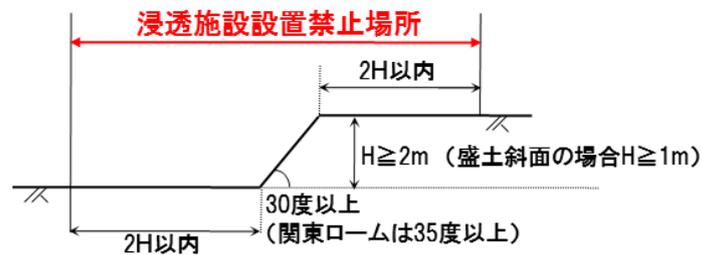
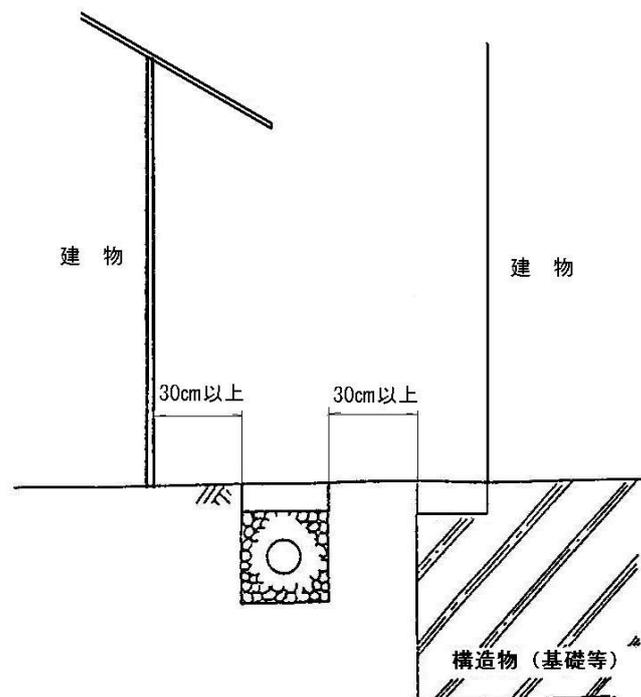


図2 (構造物との離隔)



8 浸透施設を排水設備に接続するときの留意事項

- (1) 浸透施設へ汚水が逆流しないようにすること。
- (2) 下水の臭気が浸透施設から発散しないようにすること。
- (3) 分流区域では、雨水系統のますに接続すること。
- (4) 合流区域では、極力宅内処理とすること。
- (5) 浸透トレンチの管口には、ごみ除去フィルターを設置すること。

9 浸透施設の維持管理

浸透施設の所有者は、浸透機能を保持するために清掃等適切な維持管理をし、目詰まり等で機能が低下した場合は、速やかに洗浄等で回復を図ること。

10 本基準によりがたい場合は、市と協議すること。

附 則

この基準は、平成6年7月4日から施行する。

附 則

平成16年7月1日改定、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年6月1日から施行する。

